

(仮称) 山形尾花沢風力発電事業 環境影響評価方法書
に対する山形県知事意見

1 全般的事項

(1) 総論

事業を進めるにあたり、調査の結果について地元自治体や住民等へ積極的な情報提供や説明を行い、理解を得るとともに事業に係る問い合わせ等には真摯に対応すること。

(2) 事業計画について

- ① 対象事業実施区域は県立自然公園や保安林であるほか、ブナ共生の森が隣接していることから、風力発電機の設置や道路の拡幅に係る事業計画の検討に際しては、地元自治体や関係者から意見を聞き取り、環境保全に反映させること。

特に、風力発電機の搬入ルートを選定及び道路の拡幅計画の策定については、道路管理者と事前協議を十分に行ったうえで道路の線形や工法等を検討し、環境影響の低減に努めること。

- ② 事業実施に伴う土地の改変により、下流域の水質や水量が変わることのないよう、十分調査し影響の回避に努めること。

また、対象事業実施区域の北側搬入ルート沿いに所在する「ブナ源水」については、土地の改変に加えて車両の走行も考慮し、環境影響を回避する計画とすること。

2 個別事項

(1) 騒音及び低周波音、風車の影等について

対象事業実施区域から 600mの距離に住居が存在していることから、風力発電機の稼働に伴う騒音及び低周波音、風車の影等の影響の調査、予測及び評価については最新の知見に基づき実施のうえ、住民の生活環境への影響を回避又は極力低減させること。

(2) 動物、植物及び生態系について

- ① 風力発電機設置工事に伴い発生する濁水が、対象事業実施区域の湿地の動植物生態系へ及ぼす影響については、必要な規模の沈砂池を適切に配置したうえで、予測、調査及び評価を行うこと。

また、ボーリング調査等の結果を踏まえて、大谷地沼及び湿地に係る地下水への影響を評価すること。

- ② 森林性鳥類の餌資源の評価方法について、準備書段階では、どの程度の精度の予測としているか、理由も含めて記述願いたい。

(3) 景観について

「銀山温泉家並保存条例」に基づき、保存地域として定められている県道銀山温泉線「銀山橋」から銀山川上流「白銀の滝」までの温泉街においては、旅館から風力発電機が視認されることがないように努めること。